

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあつては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年8月8日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	株式会社ルミネ新宿2店
2 店舗所在地	新宿区新宿三丁目38番2号
3 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか1名
4 設置者住所	渋谷区代々木二丁目2番2号ほか
5 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後8時まで
6 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	24時間
7 変更日	令和7年8月27日
8 届出日	令和7年7月23日
9 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
10 縦覧期間	令和7年8月8日から令和7年12月8日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
11 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1 店舗名	コーナンPROドイト小金井公園店
2 店舗所在地	西東京市新町五丁目3番12号
3 設置者名	株式会社住協
4 設置者住所	埼玉県所沢市小手指町一丁目1番地4
5 変更前の駐車場の位置及び収容台数	隔地48台
6 変更後の駐車場の位置及び収容台数	隔地24台

- | | | |
|----|--------------------------|--|
| 7 | 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 | 敷地東側ほか93台 |
| 8 | 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 | 隔地10台 |
| 9 | 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前6時00分から午後11時00分 |
| 10 | 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前6時00分から午後11時00分 |
| 11 | 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 3箇所 隔地 |
| 12 | 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 1箇所 隔地 |
| 13 | 変更日 | 令和8年3月31日 |
| 14 | 届出日 | 令和7年7月30日 |
| 15 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 16 | 縦覧期間 | 令和7年8月8日から令和7年12月8日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 17 | 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年8月8日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| 1 | 店舗名 | 八王子OPA |
| 2 | 店舗所在地 | 八王子市旭町1番12号 |
| 3 | 設置者名 | 日本貨物鉄道株式会社 |
| 4 | 設置者住所 | 港区港南一丁目8番15号 |
| 5 | 変更を行った設置者名 | 日本貨物鉄道株式会社 |
| 6 | 変更前の設置者住所 | 渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号 |

7 変更後の設置者住所	港区港南一丁目8番15号
8 変更日	令和7年6月30日
9 届出日	令和7年7月28日
10 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
11 縦覧期間	令和7年8月8日から令和7年12月8日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
12 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。